

## 「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	堺市立人権ふれあいセンターの入館等の制限	
根拠条例等・条項	堺市立人権ふれあいセンター条例第9条	
所 管 課	ダイバーシティ推進部	ダイバーシティ企画課
処 分 基 準  (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	<p style="text-align: center;"> <input checked="" type="radio"/> 設 定                <input type="radio"/> 設定できない                <input type="radio"/> 基準を公開できない         </p> <p>堺市立人権ふれあいセンター条例第9条          第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、センターへの入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者          (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品若しくは動物を携帯する者          (3) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められる者          (4) 前3号に掲げる者のほか、センターの管理上支障があると認められる者</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<input checked="" type="radio"/> 聴 聞 <input type="radio"/> 弁 明
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	ただし、行政手続条例第13条第2項第1号に規定する「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。」に該当するため、手続を省略する。
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	